



本人確認ができる書類をお持ちください

住民票の写しなどの請求や戸籍・住所変更の届出をするときに必要です。

これらの申請や届出をする際には、窓口に来られた方の本人確認が法律で義務付けられています。

第三者による不正な請求を防止し、皆様の個人情報を守るためにご協力をお願いします。



本人確認書類の例

A

1点でよいもの

- ◆ 運転免許証
- ◆ 個人番号カード
(マイナンバーカード)
- ◆ 運転経歴証明書
- ◆ 旅券(パスポート)
- ◆ 在留カード・特別永住者証明書
- ◆ 身体障がい者手帳・療育手帳など



B

2点必要なもの

- ◆ 各種健康保険の資格確認書
(※保険証は令和7年12月2日以降、本人確認書類として使用できません。また、資格情報のお知らせは本人確認書類に含みません。)
- ◆ 年金手帳
- ◆ 年金証書
- ◆ 共済組合員証書
- ◆ 恩給証書
- ◆ 基礎年金番号通知書など

戸籍
関連

Bの確認書類が2点ない場合

戸籍の届出、戸籍に関する証明書の申請の場合

B+次のもの

- ◆ 学生証(顔写真つき)
- ◆ 社員証(顔写真つき)など

※写真を貼付した証明書については、割印その他改ざん防止のための加工があり、発行者または代表者の押印があるもの。

※有効期限のあるものは期限内のもの。

※運転経歴証明書は、平成24年4月1日以降に交付されたもの。

※本人であることを確認できる書類が提示されないときや、口頭での詳細な質問にご協力いただけないときは、交付や手続きができない場合があります。

住民票
その他

Bの確認書類が2点ない場合

住所の届出、住民票その他の証明書の申請の場合

B+次のもの

- ◆ 学生証
- ◆ 社員証
- ◆ 預金通帳
- ◆ キャッシュカード
- ◆ クレジットカード
- ◆ 診察券など



*根拠法令 戸籍法第10条第1項、戸籍法施行規則第11条の2第1項及び第2項

住民基本台帳法第12条第3項、住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写しの交付に関する省令 第5条、住民基本台帳事務処理要領第二-四-(1)-①-ア-(イ)